法定外公共物使用許可工事写真撮影要領

完成写真は使用物件が許可内容に沿って施工され、また付随する公共施設等の復旧工事が適切に施工されたことを確認する資料であるため、その目的が判然と確認できるよう次の要領で撮影するものとする。

1. 着工前・完成写真

使用物件が明確にわかるように風景、構造物等を画面にいれ撮影する。

使用物件が埋設物等で直接撮影できない場合は、使用場所が明確にわかるように撮影する。

完成写真は、着工前写真と同じ位置で撮影し、着工前写真と完成後の状況を比較できるものとする。

2. 工事中写真

施工状況が確認できるよう鮮明な写真とする。

(1) 埋設管

- □敷設状況(土被り寸法が確認できるよう撮影)
- □上層路盤施工状況(上層路盤厚が確認できるように撮影)
- □舗装復旧状況 (舗装厚が確認できるように撮影)

【水路を伏せ越し又は既設管と交差する場合】

□水路伏越し箇所又は

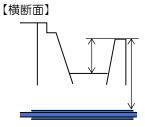
(例)

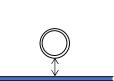
既設管と交差する箇所の敷設状況

(水路底又は既設管からの

離隔距離が確認できるように撮影)

□防護管設置状況





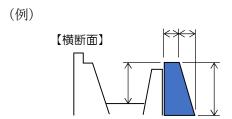
【水路への接続がある場合】

- □削孔状況
- □水路壁裏側から撮影した補修前後接続状況
- □管口補修状況
- □その他管理者が必要と認めるもの。

(2) 通路橋

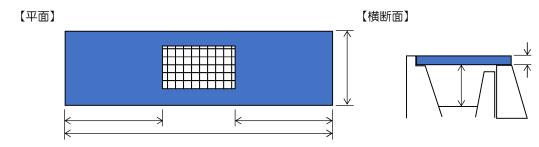
- □橋台基礎施工状況
- □橋台出来形状況

(橋台出来形寸法及び水路河床までの距離が比較できるように撮影)



- □配筋状況
- □差筋設置状況
- □床版出来形状況 (水路河床と床版底部までの距離が確認できるように撮影)

(例)



□舗装復旧状況 (舗装厚が確認できるように撮影)

(3) 仮設物

- □設置状況
- □その他管理者が必要と認めるもの。

(4) その他

(1)~(3)に該当しないものは管理者と協議の上、決定する。

この要領は、令和3年4月1日から施行する。